

地域自治区制度が始まります

山間地から都市部までを抱える新都市では、皆さんが感じる「地域のここが困る!」というものが同じではありません。また、昔と地域のあり方もだいぶ変わってきています。

地域自治区制度は、限られた財源を効果的に使って、地域ごとに異なる困りごとへの対応や将来への取り組みができるよう、市民と市役所が一緒になって考え、活動するしくみです。

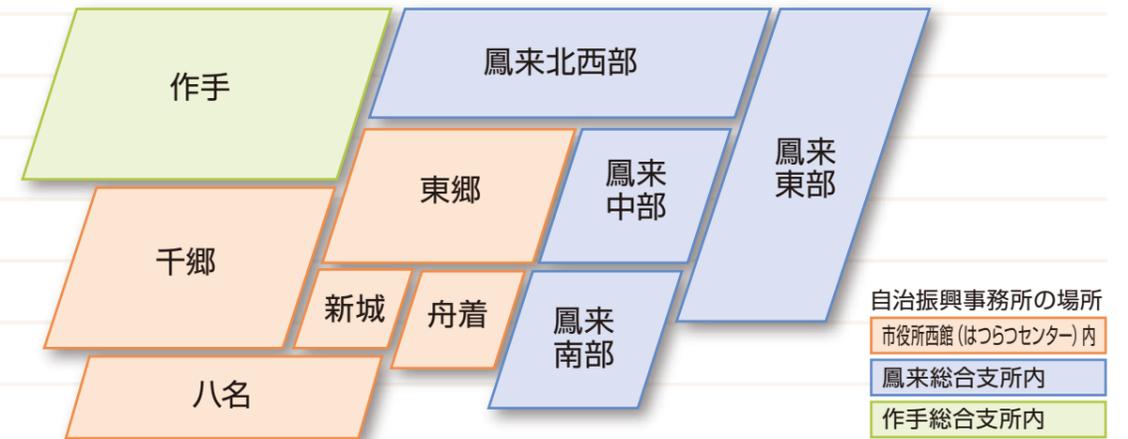
地域自治を推進するしくみ



必 必要な施策をタイムリーに**実施!** **具** 具体的な「かたち」として**実感!**

地域自治区制度3つのポイント

- 1 市内を10に区別した「**地域自治区**」を設置します。
各地域自治区に地域協議会と自治振興事務所が設置されます。



- 2 地域のことを話し合う「**地域協議会**」を地域自治区ごとにつくります。

【主な役割】

- (1) 地域に関する市政への提案を行います。
- (2) 地域活動への支援について審査します。
- (3) 市長からの問い掛けに意見を述べます。



- 3 地域をしっかりとサポートする「**自治振興事務所**」をつくります。

【主な役割】

- (1) 地域の総合相談窓口となって、市役所担当課との調整や解決方法提案などを行います。
- (2) 地域協議会の事務局としてサポートします。



地域自治区制度 Q&A

- Q** 地域自治区制度は、地域に市役所の仕事をさせるの？
- A** 違います。地域自治区制度は、市役所のしくみを工夫して、市民の皆さんの声を実現しやすくする制度です。地域協議会は、地域の特色を活かした取り組みなどを市役所に提案してもらうために、地域の意見をまとめる話し合いの場です。

- Q** 地域協議会は、どのくらい会議に出席するの？
- A** 地域自治区予算の検討や地域活動交付金の審査など年9回程度を想定していますが、会議方法の工夫など地域に合った効率の良い会議運営を地域の皆さんと考えます。